

令和4年度

# 「教職員のモラル向上」

# 服務とは

公立学校（市町村立学校）の教職員は

- ・ 日本国憲法
- ・ 地方公務員法
- ・ 学校教育法
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

その他様々な法令を遵守しなければなりません。

服務の根本基準 (憲法 15 条、地公法 30 条)



服務の宣誓 (憲法 99 条、地公法 31 条)



身分上の義務

職務上の義務

信用失墜行為の禁止  
秘密を守る義務  
政治的行為の制限  
争議行為の禁止  
営利企業等の従事

法令及び上司の職務命令に  
従う義務  
職務に専念する義務

違反する行為については、免職・停職・  
減給または戒告等の懲戒処分の対象にな  
ります。(地公法 29 条)

# 非違行為とは

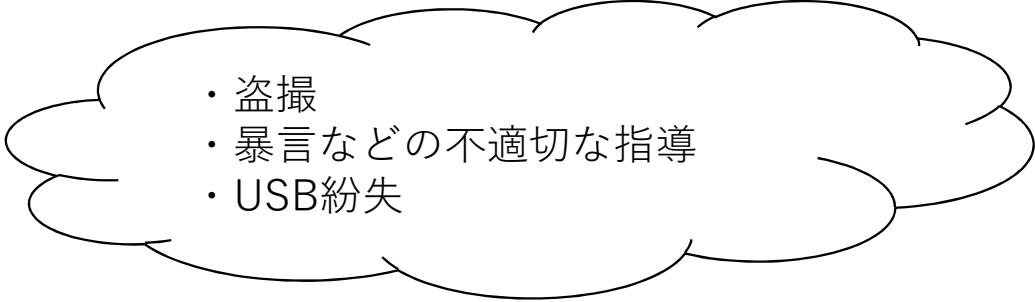
交通違反（スピード違反・飲酒運転）

スクールセクハラ

体罰

交通事故

など

- 
- ・盗撮
  - ・暴言などの不適切な指導
  - ・USB紛失

公務員としての信用を失墜する行為

# 非違行為研修について

時間がない

自分は起こさないから関係ない

聞き飽きた

自分たちからは遠く、  
無関係

また同じ内容



## 発想の転換をしましょう！

誰でもいつでも当事者になりえる。

新しい発見があるかも。

自分自身の生活をふり返ってみましょう。

貴重な時間。自分のこととして考えましょう。

## 演習①

あなたは、授業を担当している生徒Aから、「相談したいことがあるので、携帯電話番号もしくはLINEのIDを教えてください」と言われました。

生徒Aには他の誰にも知られたくない悩み事があるようです。また「前の担任の先生は連絡先を教えてくださいましたのに」と言っています。

あなたはどのように対応しますか。

## 演習②

あなたは同僚の先生が生徒と雑談しているのを見かけました。楽しそうに話していたようですが、先生と生徒との身体的距離が近いように感じました。

後日、同じ生徒と先生が密室で2人きりで、相談に乗っている様子を見かけました。

あなたはどのように対応しますか。

## 未成年に対するわいせつ行為(スクールセクハラ含む)・盗撮事案(平成28年度から令和4年度)

番号	処分日	校種	年代	性別	概要
1	R4.5.27	義務	20代	男	みだらな行為をした
2	R3.12.24	義務	40代	男	生徒にわいせつな行為をした
3	R3.11.11	県立	50代	男	女性の着替えを盗撮した
4	R3.8.6	県立	30代	男	児童ポルノ製造
5	R3.6.11	義務	40代	男	生徒にみだらな行為をした
6	R2.12.23	義務	20代	女	生徒にキスをした
7	R1.12.23	義務	20代	男	生徒にわいせつな行為をした
8	R1.12.23	義務	50代	男	生徒のスカート内を盗撮した
9	R1.7.23	県立	30代	男	生徒にみだらな行為をした
10	H30.10.11	義務	30代	男	女性2名の着替えを複数回盗撮
11	H29.11.21	県立	30代	男	生徒に不適切な行為
12	H29.10.10	県立	40代	男	複数の生徒と不適切なやりとり
13	H29.2.7	義務	40代	男	生徒にみだらな行為をした

多くの事例で  
共通すること

私的携帯電話の使用

私的な通話や  
SNS等でのやりとり

無許可での  
自家用車への同乗

密室で2人きりでの指導



「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について」令和4年3月18日通知

「令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」令和4年3月18日通知

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」令和4年4月1日施行

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」令和4年4月1日施行

**教育職員等による児童生徒性暴力等への  
厳しい対応**

本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が、児童生徒等に対し「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等を行い、当該児童生徒との尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどということは、断じてあってはならず、言語道断である。しかしながら、児童生徒性暴力等に当たる行為による懲戒処分等を受ける教育職員等は後を絶たず、なかには、教師という権威と信頼を悪用し、被害児童生徒等が自身の被害に気付かないよう性暴力に至ったケースなど、人として到底許されない事件も見受けられ、事態は極めて深刻な状況にある。加えて、こうした一部の教育職員等による加害行為により、児童生徒等と日々真摯に向き合い、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の教育職員等の社会的な尊厳が毀損されることはあってはならない。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針より)

(令和3年6月11日付け教委教人第1129号教育長通知)

## 教職員と児童生徒とのSNS等によるやり取りの禁止等について（通知）

教職員の綱紀粛正と服務規律の保持については、これまでも機会あるごとに注意を喚起し、自覚を促してきたところです。特に、児童生徒に対するスクールセクハラは、児童生徒の人権を侵害する悪質な行為として、断じてあってはならないものです。

この発生を未然に防止するため、原則として教職員が児童生徒の携帯電話等を連絡手段として使用するなど、電子メールの送受信及び通話をするを公私に関わらず禁止していますが、スクールセクハラで処分された事例をみると、生徒との安易なメールやSNSのやり取りが端緒となった事例が多く確認されています。

つきましては、教職員と児童生徒とのSNS等によるやり取り等について、下記のとおり取扱いを定めたので、内容について各教職員に周知徹底するとともに、その指導監督に万全を期すようお願いします。

記

1 教職員が個人の携帯電話等を用いて、児童生徒への連絡手段として使用するなど、SNS（LINEや各種アプリのダイレクトメッセージ（DM）機能等）や電子メール等（以下「SNS等」という。）での送受信及び通話することを公私に関わらず原則禁止とする。

2 1の原則を踏まえた上で、校務や業務にかかわって、他に連絡手段がない等、やむを得ない場合に限り、SNS等での連絡を認めることとし、事前にメールアドレス等を把握する児童生徒の範囲及び使用目的を別紙1により校長に申請し、許可を受けること。なお、児童生徒へ直接SNS等により連絡する場合、宛先に管理職や保護者を追加し、同時に連絡するようにするなど、教職員と児童生徒とのやり取りが一對一にならないよう各学校で適切な措置を講じること。

3 児童生徒からの相談については、SNS等での送受信ではなく、原則、対面で行うこと。なお、SNS等で連絡があった場合は、管理職に報告した上で、組織的な対応につなげること。

4 上記について違反した場合は、服務規律違反として処分の対象になり得ること。

5 1から3の趣旨を、児童生徒及び保護者に対して周知するとともに、児童生徒からも私的な内容を含め、送信をすることがないよう指導を徹底すること。

6 個別指導等に当たっては、複数の教員で対応したり、外から中が見えない部屋で行わない等組織的な対応や密室状態を回避する措置を講ずること。

7 その他、必要に応じて各学校でルールや注意事項等を取り決め、共通認識を図ること。

## スクールセクハラが与える影響について

- 被害生徒が被害後に心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症するなど心に大きなダメージを与え、その後の成長に大きな影響を及ぼす
- 28年前のスクールセクハラ行為の認定（R2.12 東京高裁）
- 全ての教職員と教育そのものへの期待と信頼を損なう

加害教諭は  
懲戒処分

〔県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員に対する懲戒処分等の基準〕  
第四 懲戒処分の基準  
二 児童生徒に対するスクール・セクハラ  
1 いん行、わいせつ行為を行った者は、免職とする。

懲戒免職処分となると...

退職金不支給

教員免許失効

教員免許状の失効・取上げ情報の検索可能期間は40年間

その他にも刑事処分や民事訴訟の可能性

本県でのスクールセクハラ事案は、県立学校、市町村立学校合わせて、令和4年時点で3年連続で発生しており、県民の教育に対する信頼が大きく損なわれる状況となっています。1件でもスクールセクハラ事案が発生すると被害者、学校、地域、県民など各方面に大きな影響を及ぼします。

令和4年4月1日から「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、児童生徒へのわいせつ行為は原則懲戒免職となり、教員免許状は失効するとともに、警察への告発を含め、教育委員会としても厳しい対応を取るようにしています。

教職員には、高い倫理観と厳しい自律心が求められる教職員としての立場があり、児童生徒と教職員とは飛び越えることのできない一線があります。もう二度と大分県からスクールセクハラ事案を起こさないため、教職員一人一人の高い倫理観と、スクールセクハラを許さない雰囲気、起こさない体制づくりが必要です。研修を通じて、日々自分の行動を振り返り、自分を捉え直すことが求められます。

## 大分県教育委員会懲戒処分件数（平成29年度～令和3年度）

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
交通違反	5	6	1	7	2
スクールセクハラ等	1	0	2	1	2
体罰	1	1	1	1	0
その他	3	1	3	4	4
監督者責任	0	0	5	2	5
合計	<b>10</b>	<b>8</b>	<b>12</b>	<b>15</b>	<b>13</b>

交通違反・・・速度違反（一般道30 k m以上超過、高速道路40 k m以上超過）、飲酒運転  
交通人身事故

体罰・・・指示に従わない児童生徒に対しての体罰（被害児童生徒への怪我を負わず）  
複数回、繰り返し行われた体罰

教師が1人での指導時に起きやすい

## 演習②

B教諭は、通勤途中、高校生の自転車と接触してしまった。幸い高校生には怪我はなく、自転車も走行可能な状態だった。B教諭は、高校生と自転車の状態を確認し、高校名と名前を聞いた後、警察に電話しようとした。しかし高校生が「遅刻しそうなので、もう大丈夫です」と自転車で去ってしまった。

B教諭は、仕方なく出勤したが、出勤後警察から「ひき逃げをしませんでしたか」とB教諭に連絡が入った。

B教諭はどのように対応すればよかったですでしょうか。

## 演習③

C教諭は、職場での忘年会の当日、部活動の指導があり、時間帯が遅くなったため、学校から直接、自家用車で会場に向かった。当初は代行運転を依頼して帰る予定だったが、所持金が少なくなったため、駐車場に停めた自家用車内で仮眠をとり、朝、帰宅することとした。翌朝、帰宅途中、交通事故を起こした際、呼気アルコール濃度0.2mgが検出され、その場で警察に検挙された。この行為により、C教諭は懲戒免職となった。C教諭の問題点は何でしょうか？

## 演習④

D教諭は、自身のSNSに、学校での児童との何気ないやりとりについて、投稿しました。その際、児童の顔がわからないように加工した写真も一緒に投稿しました。後日、「先生が勝手に自分の子どもの写真を投稿している」と保護者が学校に苦情を言いに来ました。

D教諭の配慮の足りなかったところはどこでしょう。



# 『服務研修テキスト』

はじめに

## 2 服務規律保持及び服務研修に向けた考え方

- (1) 法令等の公務員としての基礎・基本を押さえる必要がありますが、「知識より意識」を重視しましょう。
- (2) 自覚することが重要であり、「自分で考える」ことに重点をおきましょう。
- (3) 他人事ではなく、自分のこととして考えましょう。
- (4) 「自分だけよければいい」という自己中心的な視点ではなく、「周りも変えなければだめだ」という視点をもつように努めましょう。
- (5) 結果には原因があり、その原因を少しでも排除する観点から一緒に考えましょう。
- (6) 教職員になったときの使命感、高揚感を思い出し、これから何が残せるかを未来志向で考えましょう。
- (7) 人間は弱い存在であり、すぐ忘れてしまうため、繰り返し確認していきましょう。

終わりに

目の前にいる児童や生徒から、下記のように尋ねられたら皆さんは何と答えますか・・・

何で「きまり」や「ルール」を守らないといけないの？

